

聖霊病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人聖霊会が設置する聖霊病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図るための人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの従業者が、主治医から事業の利用の必要を認めた要介護状態又は要支援状態等となった者に対し、適切な事業実施の確保を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、要介護状態又は要支援状態等となった、その利用者が事業の提供により可能な限りその居宅において自己が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 聖霊病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 名古屋市昭和区川名山町56番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業員に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

従業者（准看護師を除く）は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。

看護職員：看護師 2、5名以上

看護職員は、医師の指示に基づき利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：毎週月曜日から金曜日までと第二・四土曜日とする。

但し、8月15日、国民の祝日・休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：月曜日から金曜日の8時30分～17時までと第二・四土曜日の8時30分～12時30分までとする。

- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする

- (1) 病状・傷害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 介護者の支援・相談
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 ステーションは、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 次条に定める通常事業の実地地域を越えて行う場合に要した交通費は、通常事業の実地地域を越えた地点から利用者自宅までの交通費の実費を徴収する。なおこの場合に自動車を使用した際の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道1.0キロメートル未満 20円

(2) 以降1キロメートル増す毎に20円を加算する。

また、自動車を使用した場合、訪問先またはその周辺に利用可能な無料駐車場がなく、有料駐車場を利用せざるを得ない場合には、実費の駐車料金を徴収する。

3 事業の利用者に使用する必要な保険適応外の衛生材料等の実費額

4 死後の処置料として12,000円

5 ステーションは、事業の提供に際して利用者又は、その家族に対して前各項の費用及び別途、重要事項説明書に記載した利用料等に基づき事前に説明を行い、支払い等の同意を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実地地域は、昭和区、天白区、名東区、千種区、瑞穂区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時

応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 ステーションは、従業者の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。但し、医療及び特定療養費に関わる療養に関する諸記録等は3年間、診療録については、5年間保管とする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖霊会と事業所の管理者との協議に基づいて必要の都度定めるものとする。

附 則

この規定は、2021年10月1日から施行する。

この変更規定は、2025年8月1日から施行する。